

令和3年斜里町議会定例会 招集会議 会議録（第1号）

令和3年5月6日（木曜日）

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 会議日程について
日程第4 議長諸般報告について
日程第5 町政報告について
日程第6 承認第1号 専決処分「町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
日程第7 議案第1号 財産（汚泥運搬車）の取得について
日程第8 議案第2号 財産（旧以久科小学校教員住宅・グラウンド等）の処分について
日程第9 議案第3号 令和3年度斜里町一般会計補正予算(第1回)について

◎出席議員（13名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 今 井 千 春 議員 | 2 番 小 暮 千 秋 議員 |
| 3 番 久 野 聖 一 議員 | 4 番 山 内 浩 彰 議員 |
| 5 番 佐々木 健 佑 議員 | 6 番 木 村 耕一郎 議員 |
| 7 番 櫻 井 あけみ 議員 | 8 番 宮 内 知 英 議員 |
| 9 番 久 保 耕一郎 議員 | 10 番 若 木 雅 美 議員 |
| 11 番 海 道 徹 議員 | 12 番 須 田 修一郎 議員 |
| 13 番 金 盛 典 夫 議員 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- | | |
|---------|----------|
| 馬 場 隆 | 町 長 |
| 北 雅 裕 | 副 町 長 |
| 岡 田 秀 明 | 教 育 長 |
| 宮 山 貢 | 代表監査委員 |
| 増 田 泰 | 総務部長 |
| 高 橋 佳 宏 | 民生部長 |
| 茂 木 公 司 | 産業部長 |
| 芝 尾 賢 司 | 国保病院事務部長 |

馬 場 龍 哉	教育部長
伊 藤 菜穂子	会計管理者
松 井 卓 哉	企画総務課長
鹿 野 能 準	財政課長
結 城 みどり	税務課長
南 出 康 弘	環境課長
鳥 居 康 人	総務部参事
武 山 和 人	住民生活課長
玉 置 創 司	保健福祉課長、新型コロナワクチン接種推進室長
榎 本 竜 二	水道課長
武 山 和 史	国保病院事務次長
村 上 隆 広	博物館長
村 上 和 志	選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記

◎議会事務局職員

平 田 和 司	事務局長
竹 川 彰 哲	議事係長
鶴 巻 美 奈	書 記

◇ 開 会 ◇

●金盛議長 おはようございます。令和３年斜里町議会定例会が招集されましたところ、応招いただき、ありがとうございます。

午前１０時００分

◇ 町民憲章朗唱 ◇

- 金盛議長 開議に先だち、町民憲章の朗唱を行います。
- 平田事務局長 一つ、元気で働き、みんなで豊かなまちをつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り、みんなで明るいまちをつくりましょう。
- 一つ、親切をつくし、みんなで平和なまちをつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し、みんなで美しいまちをつくりましょう。
- 一つ、文化を高め、みんなで楽しいまちをつくりましょう。

●金盛議長 会議の前に皆さまにお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は変異株による感染が急速な広がりをみせ、東京都を含む４都府県では三度目となる、緊急事態宣言が発令され、北海道内でも札幌市を中心に感染が拡大しており、全道的な感染拡大も懸念される状況となっております。

斜里町議会では、これまでも感染防止に努めながら議会運営を進めてまいりましたが、引き続き感染リスクの軽減や感染拡大防止を図ることといたします。

このため、マスク着用の徹底とあわせ、アクリル板を設置しておりますが、この影響から発言が反響することがありますので、発言の際にはマイクを正面に向け、できるだけ口を近づけたうえでの質疑、応答に努められますよう、ご協力をお願い申し上げます。

◇ 開議宣告 ◇

●金盛議長 ただ今から、令和３年斜里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、宮内議員、久保議員を指名いたします。

◇ 会期の決定 ◇

●金盛議長 日程第２、会期の決定について、を議題といたします。

おはかりいたします。令和３年斜里町議会定例会の会期は、斜里町議会定例会条例第３条の規定により、本日、令和３年５月６日から令和４年４月３０日までの３６０日間にし

たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日、令和3年5月6日から令和4年4月30日までの360日間と決定いたしました。

◇ 会議日程 ◇

●金盛議長 日程第3、会議日程について、を議題といたします。議会運営委員会から報告を求めます。議会運営委員会佐々木委員長。

●佐々木議会運営委員会委員長 今、招集会議の運営について、4月28日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、専決処分1件と一般議案2件、補正予算1件が予定されていますので、これらを勘案した結果、今、招集会議については、本日、5月6日の1日間としましたので、ご報告いたします。

●金盛議長 ただ今、議会運営委員会佐々木委員長から報告のとおり、今、招集会議の日程については、本日5月6日の1日間にするものといたします。

◇ 議長諸般報告 ◇

●金盛議長 日程第4、議長諸般報告をいたします。令和2年4月臨時会議以降の主な事項については、お手元にお配りしている議長諸般報告書のとおりであります。

なお、報告書については、別途保管し、写しを斜里町議会ホームページおよびクラウドブッククラウド本棚に掲載しますので、ご活用ください。

次に議会への報告関係についてですが、第8期斜里町高齢者保健福祉計画・斜里町介護保険事業計画および第6期斜里町障がい者計画・斜里町障害がい福祉計画、第2期斜里町障がい児福祉計画が提出されておりますので、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ 町政報告 ◇

●金盛議長 日程第5、町政報告は町長から。馬場町長。

●馬場町長 令和3年斜里町議会定例会が本日から始まります。この1年間、どうぞよろしく願いいたします。それでは、町政報告を始めさせていただきます。

まずはじめに、新型コロナウイルスワクチンの接種開始について、ご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種は、同意を得た全国の医療従事者を先行接種対象として、2月17日から開始され、ワクチンの安全性調査も合わせて進められております。

斜里町の医療従事者の接種につきましては、4月21日から国保病院にて開始され、医療従事者162名が1回目の接種を終えております。

また、4月14日に65歳以上の高齢者3991人に接種券を発送し、4月19日8時から第1回目の接種予約を電話とインターネットの両方で受け付け開始しました。当日の受付では、業務委託先のコールセンターに30回線を用意し、30人体制により皆さまの問い合わせに対応しましたが、想像以上に予約が殺到して電話がつながらない等のトラブルが生じたため、役場の窓口にもウェブを使った予約対応を行うなどの対応し、4月30日の時点で2653名の高齢者が、すでに予約を完了したところです。

斜里町では、5月10日のウトロ漁村センターでの接種を皮切りに、翌5月11日から、ゆめホール知床におきまして、高齢者の集団接種を開始することとしております。

ワクチンは原則として住民票がある自治体で接種する必要があるとあり、5月10日から6月下旬の間、月曜日から金曜日までを集団接種、土曜日は高齢者施設入所者と従事者への巡回接種を行うこととしております。

国から配分されるワクチンは4月29日以降、これまでに1950名分が到着しておりますが、5月10日以降も国から継続的にワクチンが到着する見込みです。

接種体制については、医師、薬剤師は町内の医療機関、薬局から派遣頂くこととしており、看護師は町内の潜在看護師12名を会計年度任用職員として雇用し、万全な体制を整えております。また、接種に来られる際に交通手段がない方につきましては、ワクチンの接種券をお見せいただくことで、しゃりぐるとハイヤーを無料でご利用いただけることとしております。

いずれにしましても、町民の皆さまが一通りワクチン接種を終えるまでには、相当程度の期間を要する現状にあります。

町としましては、より多くの町民の皆さまに安心して接種を受けて頂けるように、今後万全の対策を講じるとともに、一人一人が気を緩めることなく感染防止策に努めていただくよう、引き続き啓発をしていく考えであることを申し上げ、新型コロナウイルスワクチンの接種開始についてのご報告といたします。

次に、ジャガイモシロシストセンチュウ（Gp）の緊急防疫対策について、ご報告いたします。

まず、ジャガイモシロシストセンチュウ以下Gpと呼ばせていただきますが、その発生につきましては、この間、町内の五つの地区において発生が確認され、昨年10月に行われたGpの発生範囲の特定調査では、残念ながら二つの地区から新たな発生が確認されたところです。

これを受けて、植物防疫法に基づく緊急防除に関する農林水産省令および告示の一部改正が4月2日に公布、施行されたところですが、新たにGpの発生が確認された2地区については、緊急防除対象区域に指定され、また、すでに緊急防除対象区域の指定になっている5地区については、地区内の発生状況や地理的条件等を踏まえ、その一部が防除区域から除外されたところです。

そして、今回新たに防除区域に指定された２地区については、４月１２日から１５日にかけて悉皆調査が実施されました。結果は７月下旬ごろになる予定と伺っていますが、今後の土壌調査については、今回の２地区の悉皆調査の結果を踏まえ、極端な発生傾向が見られなければ、今回の調査をもって発生範囲特定調査は終了となる見込みです。

次に、昨年度の対抗植物による緊急防除の効果についてですが、実施した網走市、清里町、斜里町による１市２町全体では、防除を行った５８圃場のうち３６圃場がＧｐの検出限界以下となり６２．１％の割合となりましたが、斜里町単独でみると、２９圃場のうち１３圃場で検出限界以下となり４４．８％と、当初見込んでいた効果よりも低い結果となったところです。

効果が低かった要因としては、播種深度や播種後の天候、そして雑草や野良芋の状況などにより、対抗植物の出芽や生育等に影響があったと考えられます。この結果を踏まえ、次年度の緊急防除では十分な成果が得られるよう、対抗植物の栽培管理マニュアルの更新を行うなどの栽培方法の見直しを進めているところです。

今後につきましては、６月から発生確認圃場において、昨年度と同様に、北海道が主体となる防除計画に基づき緊急防除作業が行われることとなりますが、町としましても、畑への侵入防止を呼び掛ける大型啓発看板の設置や観光客向けリーフレットの作成などの啓発活動を継続しながら、引き続き関係行政機関や農業団体等と連携した防除対策やまん延防止対策に取り組んでまいりますことを申し上げ、ジャガイモシロシストセンチュウ（Ｇｐ）の緊急防疫対策についてのご報告いたします。

次に、社会福祉法人斜里福祉会の緊急経営安定資金助成について、ご報告いたします。

３月定例会議における町政報告以降の経過ですが、３月１０日に町は斜里福祉会に回答文書を提出し、斜里福祉会では、自ら銀行融資資金を調達する準備を進める一方で、介護従事者確保に向けた投資事業の見直しを行いながら、必要とする運営資金を繰り返し試算しておりました。また、議会請願については、引き続いて委員会調査と審議がされていたところであります。

４月１６日の議会請願採択の方向性を見据えた中で、４月１５日に持たれた斜里福祉会、金融機関、町との三者協議において、金融機関側から示された借入れ条件では、町が損失補償を取り得る要件が満たされないことから、町は法人自らの借入れを前提する支援措置は難しいものと判断いたしました。

よって、４月２０日には、新たな支援方策として、議決済みの債務負担行為であります特別養護老人ホーム施設建設時の償還金予定助成額の残額を限度額とし、必要な額を前倒して助成する、緊急経営安定資金助成事業を斜里福祉会に提案しました。協議の結果、法人としてもこれを受け入れたことから、係る提案を４月２３日に産業厚生常任委員会および全員協議会にお諮りし、本日、関係する予算案を提案する予定です。

私は議会の請願採択の趣旨を鑑み、今回の助成措置を緊急・特例的に講じることとしま

したが、これにより法人の安定した資金計画のもとで、経営の健全化が促進され、特別養護老人ホームやすらぎの苑ユニット再開がされることを強く期待していることを申し上げ、社会福祉法人斜里福祉会の緊急経営安定資金助成についてのご報告といたします。

次に、町有地（旧学校施設）の売却について、ご報告いたします。

まず、旧越川小学校の売却協議ですが、本件については平成30年度からプロポーザル方式による売却を6回実施したものの不調に終わり、旧峰浜小学校とともに昨年3月から随時売却方式に移行しておりました。これに対して、本年1月に一個人の方から買受申込をいただいたところですが、ご本人の希望から売却用地の詳細について継続協議とし、雪融けを待って現地確認後の契約としておりました。しかし、4月21日に行いました地元協議において、越川水道全体の水量が低下しており、頻繁に断水が起きるなどの厳しい状況にあり、営業用の用水を提供することが困難である旨の情報をいただきました。この売却については、水道の利用を想定していたものであったため手続きについては一時中断し、売却条件について再整理をしているところです。本件については、すでに売却を前提として自治会役員への説明や購入希望者から自治会総会でのご挨拶なども行ってきており、水道組合への意向確認が遅れたことにより、関係する皆さまにご心配をかける状況もなったことについてお詫び申し上げます。

次に、旧以久科小学校ですが、こちらも平成30年度から公募型プロポーザル方式による売却を目指したものの不調となっておりました。このため、校舎・体育館部分については、埋蔵文化財センターとして活用することとし、改めてグラウンドや教員住宅部分のみ分離して、一般競争入札を4月27日に実施したところです。その結果、一者からの応札を得て落札となったことから、今議会では財産の処分にかかる契約議決を求めることとしております。

また、これに伴う売り払い収入や基金の積み立て、給水管の敷設替え経費などの関連予算も計上させていただいておりますので、議員各位のご理解とご承認を賜りますようお願い申し上げます、町有地（旧学校施設）の売却についてのご報告といたします。

次に、朱円へき地保育所の閉所について、ご報告いたします。

朱円へき地保育所は、昭和41年の開所以来、地域の保育所として大切な役割を担ってまいりましたが、少子化が進む中、令和元年度は8名、令和2年度は6名と利用児童数は大きく減ってきていたところでございます。

こうした中、昨年4月、朱円へき地保育所を利用されている保護者の皆さまから閉所に向けたご相談をいただいたところであり、現時点では町のへき地保育所閉所協議を基準としております、地域利用児童数5名未満には達していないものの、すでに行事を含め、従来からの保育活動の継続が難しく、限定的にならざるを得ない状況にあることを踏まえ、町では、朱円へき地保育所を令和3年度末をもって閉所する方針を、この間、関係する自治会にお示しし、令和2年度末を目途に地域意見の集約をお願いしていたところです。

その結果、この４月までに関係する五つの自治会から、町の方針に同意いただける旨のご報告をいただきましたことから、この度、町では令和３年度末をもって朱円へき地保育所を閉所することといたします。

永きにわたり子どもたちの成長を温かく見守り、保育所の運営にご理解と多大なるご協力をいただきました関係者の皆さまに改めて感謝を申し上げますとともに、主役である一人一人のお子さまが次のステップに安心して進むことができるよう、最終年となる今年一年、日々の保育を大切に保育所の運営に努めてまいりますことを申し上げ、朱円へき地保育所の閉所についてのご報告といたします。

次に、令和３年斜里町成人式の開催結果について、ご報告いたします。

本年１月から延期となっていた、令和３年斜里町成人式を、５月２日、ゆめホール知床において開催いたしました。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、対象者や関係者にご心配をおかけしたところですが、当日は感染症の基本的な対策の徹底に加え、式典の簡素化・短縮化、参加者・来賓の制限、オンラインライブ配信の実施、新成人等に対する注意喚起の徹底などの対策により、無事に終了することができました。

当日は新成人５６名、ご家族４５名のほか、ご来賓として金盛議長にもご出席をいただき、全体で１０３名の参加があり、例年と比べ減少はしたものの、会場に来られない方のために実施したオンライン配信には４８名の視聴申し込みがありました。

式典では、ユースまちづくり委員会が募集・編集した思い出のスライドショーの上映、サプライズ演出による恩師からの言葉など、新成人を祝福する催しが行われたほか、一定の制約の中、例年より短い時間ではありましたが、友人との旧交を温める場になったものと思います。

新成人には心身の健康と今後のますますの活躍を願うとともに、成人式の開催にあたりご協力をいただいた関係者の皆さまに心から感謝を申し上げます。

なお、来年の令和４年成人式については、例年どおり年明け１月の開催を予定しているほか、民法の改正により成年年齢が十八歳に引き下げられる令和５年以降についても、式典の名称を変更したうえで、引き続き対象年齢を二十歳として１月に改正する予定であることを申し上げ、令和３年斜里町成人式の開催結果についてのご報告といたします。

次に、職員の人事異動について、ご報告いたします。

４月１日付の定期異動であります。対象者は部内異動も含めて計１７名となったところです。このうち昇格者は、新たな病院長について、これまで副院長としてご尽力いただいていた菊一雅弘医師を配置したほか、部長職に２名、課長職に１名、係長職に３名を登用しました。

ここで新たに昇格となった部長および課長職について、町議会人事分も含めて、私から紹介させていただきます。

最初に、平田和司議会事務局長であります。次に、新たに管理職となりました、武山和人住民生活課長です。

今後とも、議員皆さまのご指導を賜りますようお願い申し上げます。

そのほか、国保病院の看護部において、部長職に太田悦子看護部長を新たに登用しておりますので、ご報告します。

また、新規職員につきましては7名採用していますが、事務職5名、専門職では医師1名、看護師1名をそれぞれ採用したところです。

以上で、職員の人事異動についてのご報告とします。

続いて、新たに代表監査委員となられた方を紹介させていただきます。宮山貢監査委員であります。

以上で、町政報告とさせていただきます。

午前10時27分

◇ 承認第1号 ◇

●金盛議長 日程第6、承認第1号、専決処分、町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、を議題といたします。内容の説明を求めます。結城税務課長。

●結城税務課長 (承認第1号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。承認第1号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、承認第1号についての質疑を終結いたします。

◇ 承認第1号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。承認第1号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、承認第1号について、採決を行います。承認第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって承認第1号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第1号・2号 ◇

●金盛議長 日程第7、議案第1号、財産（汚泥運搬車）取得について、から日程第8、

議案第2号、財産（旧以久科小学校教員住宅・グラウンド等）の処分について、までの2件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第1号・2号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第1号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第1号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第1号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第2号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第2号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。久野議員。

●久野議員 現状で住宅があるということで住んでいる方がいらっしゃると思いますが、売却した場合に電気、水道の供給の確認というのはされているのでしょうか。買い側から売り側に対して電気、水道の確認、使えるかどうかの確認というのはされているかどうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 現在も利用されております、教員住宅に関してのライフラインの関係とということでご説明をさせていただきたいと思います。

まず電気につきましては、現状と特に変わる点についてはございませんので現況どおり利用は可能であるということになります。次に上水道でございますけれども、後ほど予算の説明の際にも触れる予定としていたところでありますが、現況につきましては、この図のちょうど中央あたりにありますが、プールの横に、右がトイレとありますがこの付近に井戸がございまして、こちらの井戸を一度学校の校舎の方に引き込んで、その後、各所に振り分けるというふうな形になっているところでございます。そのため今回、井戸自体が売却地ということになること、それから今後のことを考え水源につきましては、このほかにこの北側にあります集落センター、以久科の公民館がございまして、そちらの側から校舎側に引き込むことといたしまして、現在の井戸につきましては、ダイレクトに各教員住宅の方に行くような形での予定をしているというところでございます。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 現時点で、この住宅に三所帯いらっしゃると思いますが、今度はこの賃貸契約などに関しては借主、貸主、新たな方との賃貸契約を結ばれるということでしょうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 工程につきましては当初の売却の要綱並びに今後、契約を締結する特記事項ということで整理をさせていただくこととしておりますが、契約条件につきましては、半年間継続するという形での合意をいただくこととしております。つまり家賃や水道の利

用等々を含めまして、現況のとおりということでございます。というのは、そもそもこの住宅という部分につきましては、旧教員住宅の活用ということでございますので、非常に安価な条件でご利用いただいているというふうな条件でございますが、そもそも入っていただく時点で、退去の予告を半年前に行うことといたしましての、退去というのを前提としているということになります。ただし、この後、その半年後どうするかといった部分につきましては、当然新たな所有者と契約を結ぶのかなどの条件も含めて、今後協議ということになるかと思います。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 校舎と新たに売却される土地の間に取付け道路がございます。ちょうどTK4、TK5となっていますけれども、取付け道路というのは埋蔵センターの上にあって、売却される土地ということでしたら、双方の共有スペース、共有道路という認識になるのでしょうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 おっしゃるとおりでございます、双方に管理の責任も含めてあるということで、双方が利用する道路ということ想定しているところでございます。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 最後にもう1点だけ伺いいたします。グラウンドの上の方に、消防の第三分団の分署がございますけれども、例えばここで第三分団の方が訓練などでグラウンドを使いたいという場合は、その協定やそういうことは今後どうなるのでしょうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 グラウンドの活用につきましては、別途協議が必要になるかと思います。その点につきましては、当然この購入をされるという方につきましては、どこにどういうというふうには具体的にはお聞きしておりませんが、当然建物等の建設も予定されているということでございますので、現在と同じものを保障するということを条件にして売却するものではございませんので、その点につきましては、建物等の建設も含めて購入者の方のご判断ということになるかと思います。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 少し関連してお伺いしますけれども、町有地の未利用地処分と、今までも、ずいぶん課題だったなと思っておりますけれども、今回、用地の売買について大変複雑だということで、これはいつ分筆測量をしたのですか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 入札を行った後、明日、最終的な現地確認を行いまして、その後、分筆の登記も含めて作業を行っていくという予定をしているところでございます。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 これからするのですか。もう一度確認します。

- 金盛議長 鹿野財政課長。
- 鹿野財政課長 分筆登記につきましては、この後、予定をしているところでございます。
- 金盛議長 久保議員。
- 久保議員 いや、登記ではなくて売買要件としての測量はいつしたのですかということ
を聞いているのです。登記測量しているかどうかを聞いているのではないのです。
- 金盛議長 鹿野財政課長。
- 鹿野財政課長 売買における測量につきましては、明日を予定しているところでござい
ます。
- 金盛議長 久保議員。
- 久保議員 ということは、この図面は登記簿の図面のままにしてもこんなに細かく、登
記簿に入っているとは思いませんので、これで落札業者が決まって売買金額が出たとい
うこと、相手が了承すればいいという話になるかもしれませんが、ちょっと行政がや
る売買交渉についてあれかなと思うのですけれども、相手事業者はこれで納得をされたの
ですか。
- 金盛議長 鹿野財政課長。
- 鹿野財政課長 相手事業者にはご了解をいただいているところでございます。
- 金盛議長 久保議員。
- 久保議員 では伺いますけれども、この隣接者同意、つまり境界を決める相手方とは話
していないのでしょ。普通売買する時は隣接境界同意をとるのです。つまり、古い登記簿
の場合は、測量どおりでないということが多いので、ですから直近の測量をし、それに基
づいて隣接同意をもらい、相手方にこの用地の確定をして交渉するというのが一般的なの
です。少しこれは、いや過去にもそういうことがあるようだから、あえて聞くのですけれ
ども、その辺はちょっといい加減ではないのかなと思うのですけれども、いかがですか。
- 金盛議長 増田総務部長。
- 増田総務部長 今回、同意を得てはおりませんけれども、特に事前の売却の要件の中
では、特に境界について問題視されたという事実はありません。
- 金盛議長 久保議員。
- 久保議員 議会に上げるのですから、もう少しきちんとしたものをあげて議決をとるべ
きではないですかということなのです。例えば隣の人が、1メートルずれているよとい
うことになったら面積が変わるでしょう。だから、普通は正確に家屋調査士か何か測量さん
でやって、それを一つの製本として出して売買要件にするのです。補正を見ても測量費用
が入っていないから余計に不思議に思うのです、違いますか。
- 金盛議長 北副町長。
- 北副町長 土地については町道と斜里町に囲まれている。ほかにあるのは24-12こ
の1件だけです。外側の部分につきましては地籍調査の時点で、これを確認されている事

項でございますので、変わる要素はないというふうに思っております。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 それはわかっている。だから民間の人がいるわけです。ですから一般的には、きちんこの北側、西側ですか。この24-1、2、所有者ときちんとすべきだろうと思っています。それから、この用地の固定資産税はいくらになるのですか。

●金盛議長 答弁保留のまま、暫時休憩といたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

●金盛議長 休憩を解き、会議を再開します。保留中の答弁から、鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 今回売却いたします、旧以久科小学校のグラウンドおよび教員住宅等の固定資産税についてのご質問ということでございました。今の段階では仮評価額ということになっておりますので概算ということになりますけれども、26万円程度ということで予定をしているところでございます。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 いずれにしましても2万2433平米、用地が決まって、金額が決まって、そして用地が確定できないということです。これ副町長、下げた方がいい、この議案、いかがですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 議員がどういう心配をされているのかというのがよくわからないのですけれども。この土地の外側の部分というのは、地籍調査で確定している部分でございます。ですから、その中身をいくらどう割ったとしても、これは町と買受人の関係でございますので、ほかに影響を与える部分ではないというふうに思っています。町と買受人との間では確認している部分でございますから、それに基づいて現地立会をして測量することによってございますので、その辺の問題は生じないということから、提案は取り下げなくても良いと思っております。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 売買ですから相手方が同意すればいいと言えそれまでなのですが、先ほど言いましたように、しかし、町がものを売る、町有地を今回売ると。財産を売るという時の時、一般的に不動産の考え方からいけば用地の確定がしっかりしていない、どうしてこの隣の24の1、2の民間の人は何でもないということ、どこで副町長は確認しているのですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 24-12との間というのは、地籍調査のときに確認されている事項でござ

いますから、この時点の部分は今置き直すということは逆にできないというふうに思っています。ただ、現地において、仮に佐々木拓郎さんが新たな杭を打ちたいという希望があるとすれば、そこは今回、ほかに測量する機会があるわけですから、そこを両者立ち会って、業者というのはこの時点では町になるかと思いますが、立ち会ってここですね、という部分は差し支えないと思います。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 では地籍調査をいつやられたのですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 今、私のところに手元にございせんけれども、すでに以久科のこの地区については終わっているというふうに理解しております。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 測量は、どこの土地も過去ずっと地籍台帳があるように歴史があるわけです。しかしその測量方法が近代化して、そのときに古い地籍の図面からいくとやはりずれている、そういうのが随分見受けられるし、実際農地もあるのです。私も国営事業をやりましたからわかります。昔は検縄で引っ張ったり、飛行機で写したのを上から写真撮ったやつを測量したりということをやりましたから。

しかし、だから直近の測量をして確実な地積を、図面をつくって隣接者と合意をするというのが普通だと思っているから。いや地籍調査やりましたからいいですというから、だからいつですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 仮にこの部分を更正しようということになると、当然、この14の12の隣のところにも影響してきます。これというのは地籍調査の公定力から言いますと、これは避けなければならないという部分です。それと、今回の面積の売買という部分については、何ら関係がないというふうに思っています。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 この後、測量するというのは何をするのですか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 今回、図で申しますと校舎、体育館並びに教員住宅等々の分、分かれ目というのが新たに分筆ということですので、そのラインの確認を現地でさせていただくという形で考えているところでございます。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 少し元に戻りますけれども、この登記簿はどうなっているのですか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 すいません、どうなっているという、質問のご趣旨を教えてくださいませんか。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 普通は売る時に登記簿をつけるわけです、もともとの登記簿を。そうでないと、いくら町がこれは町有地ですよ、あれですよ、と言ったって相手方、先ほど言いましたよね。買う方がいいのだと言っているのは、それはよくわかりました。ただ、相互診断の中で、普通は、一番はじめにとるのが登記簿です。それによって用地を確定し、そしてその用地に基づく、その図面に基づいて測量をやる。そして、直近の測量をやったことによって確定するわけです。それを売買の根拠にするのが普通だと思っているものですから、登記簿は無いという話ではないし、無いということはないのだろうけれども、きちんと、例えばこの隣の人だって、例えば暗渠や農業の補助事業を使うときはみんな図面をやるわけです。ですから、おそらく取っていると思いますけれども、ここの登記簿は実際にあるのでしょ。持っているのでしょ。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 登記の手続き自体はこの後の契約に基づいて、それをもって分筆も含めて、分筆も含めて登記所の方に、これは町の方で行うということになってございます。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 相手にこの土地売りますよと言うとき、何を根拠にするのですか、そうしたら。この図面で、うちの土地だよといって、いや、それはほとんどの人はそう思っているのですけれども、ちょっと不思議なのは最低限のものがそろって売買の交渉だろうと思っているから。

登記簿の意味がわからないというのではなくて、きちんと法務局から登記簿を取って、図面を見て、そして普通、測量しないまでも、この図面が出てくると思っているものから、そうではないのですか。根拠は登記簿ではないのですか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 現状、24の1と2の登記簿自体はございますので、それで確認をいただき、1、2と3ですね、確認をしていただくという形になります。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 ですから登記簿は、24-15で分筆されているのですか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 分筆自体は、この後ということになります。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 これからというこの図面は、このくらいでという図面を書いたというのも表現がわからないのだけれども、これを相手方に提示したときの、分筆の24-15というのはどこから出したのですかこれ、そうしたら、この面積。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 今回お示ししている分筆の線というのは、売却の条件としてこちらで引

かせていただいたラインということになります。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 いや、だからね、24の13から24の15を分筆したという図面ですから、こんなに広くなくても、24の2だけを分筆してもよかったのではないかなと思うので、わざわざ二つになっているので聞いているのです。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 説明が不足しておりまして申し訳ありません。現状で申し上げますと、現在この校舎の部分を含む(1)24の1、それから左下にあります24の13、それから左上になりますが(3)24の14、この部分というのが現状で申しますと24の1という一筆になっているということになります。

そして右下側になりますけれども(A)24の2、それから(B)24の15、この二つが24の2ということで、現状この2筆になっている部分に、今回、線を引いて売却をするというような内容ということになってございます。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 もともと24で、登記簿はおそらく一発だと思うのです。昔の考え方からいくと、違いますか、いやそうでないのですか、分筆されているのですか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 今申しあげました24の1並びに24の2、24の3というのは三つに分筆はすでにされているという状況でございます。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 それでは24の15はどうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 今回お示ししております24の15、それから左側の24の13並びに左上の24の14というのは、今回お示しするに当たって便宜上で出させていただいている数字ということで、この時点につきまして、登記の際に確定するという認識でございます。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 何でこんなに広く、24の15を、こんな広い分筆の仕方をしたのか。何か理由があったのですか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 現状すでに24の15並びに24の2は一筆地になっておりますので、今回売却する部分というのは極力広くというふうな前提がございまして、(A)を除いた部分ということでお示しをさせていただいているところでございます。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 いずれにしても、相手が納得したのだということで売買はいいのですよとい

うことで議会に挙げてくるというのは、やはり最低限、購入者も、これはどこの人も同じだと思うのですけれども、やはり行政ですから信用して間違いはないですよということので交渉に入ると思うのです。ですから、過去の例もあったので、少し気になったので、やはりこれから測量して確定するのですよと言われてしまうと、やはりこの数字と金額が出ているにも関わらずですよ。

いや、変わらないんだ、変わらないんだって、それはちょっと、僕は納得できない。では変わったらどうするのですかということです。変わらないのだという根拠がわからないからそういうことから聞いたのですけれども。

いずれにしても丁寧な用件で相手と。後から、先ほどどこかありましたけれども、水、これは峰浜のときもありました、水源地。そして新しい人が住む、または公共のものを建てる。でも売買した後、買った人が、いや買った人あんた水のことを知らなかったのかいでは済まないの、丁寧な説明が必要かなと思いますがいかがですか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 議員からこの間の売買等も含めて、ご指摘をいただいたところであります。この間、町有地につきましてはご承知のとおり、積極的に有効に活用していただくという意味で売買を取り進めてきたところでございますが、さまざまな努力はしてきたつもりでございますけれども、ご不審等を持たれているところもご指摘もいただいておりますので、今後さらに慎重に、また丁寧に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

●金盛議長 ほか、ありませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 今の土地の部分で、私も久野議員が先ほど伺っていた部分に関連して伺うのですけれども、説明がありましたこの土地の図面で、今のやり取りを聞いていましたら、本来きちんと一筆と二筆に分けた部分での説明という形で上がってくることが順番としては普通なのかなというふうに伺っておりましたので、確認させていただきます。

ここの24の二筆になっています。594平米の消防分団第三分団の部分ですけれども、ここの水は今現在どこから給水されているのでしょうか、伺います。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 こちらの分団の水源につきましては現状、先ほど申し上げましたプールの横の井戸から引っ張っているという状況でございます。こちらにつきましても布設替えをさせていただくという考えでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今、井戸の布設替えという部分がございました。この売買契約が終わってから6カ月間、今住んでいらっしゃる方の居住権というのは認められるというお話でした。

この水道の切り替え、学校校舎、要するに埋文センターの施設として使う部分に関しては上水からの部分になる。今、ここの住宅に入っている方、半年間という形でし

たけれども、半年間の間というのは、今までどおりこの井戸からの水を使ってインフラは大丈夫、確保されるという形で押さえておいてよろしいのでしょうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 基本的には布設替えの工事とあわせて購入者の側でも工事を行っていった部分というのがございますが、それらも含めまして今後も居住者、いわゆる住宅の部分についての給水というのは従前どおり行われるというふうな前提でございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 この敷設替えの工事という部分は、町が売却を前提として行うという形の工事にはならないのですか。布設替えをする場合、もしかしたらバルブを閉めるだけかもしれない、あるいはどこかに止水栓を一つ付ければ済むことなのかもしれませんけれども、ここに入っている方々が、今後そういった工事の中で、町がやる、あるいは買取り企業がやるという形の中で、混同されないのかなと、切り替えのときなどです。それがスムーズに行われるのかなという、本当に、こんな心配しないはずなのです。

今まで町が使っていて、たとえ安価であっても町は、ここに入っていらっしゃる方からお家賃をいただいて貸していたわけです。それが土地を売買したことによって6カ月間の中で、もしかしたら退去していただくかもしれない。あるいはそのまま今度買い取った業者の方が、そのままいてもいいよという形になるかもしれない。その部分は別として、この方々が入っていらっしゃる状況と売買するときの環境というのは、インフラは今のところ変わるわけです。その敷設替えの工事のときに、今入ってらっしゃる方々が不利益を被らないのかという部分に関しての質問です。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 今ご指摘いただいたように各住宅への給水に関しましては、同一業者で一斉に行うというふうなことを想定しておりますが、住宅の居住者にご迷惑がかからないような形で十分配慮して行いたいというふうに考えます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 もう1点。24の歳出のアメダスの設置に関してです。ここはおそらく後から学校用地の裏にアメダス設置という形で、こういう変形というか付随した形でお隣から買ったのか、という形で設置されているのですけれども、このアメダスの設置場所という部分を、今のお話でしたら24の1の一筆にされるという部分ですけれども、それは今後の管理上問題ないことなのでしょうか。

アメダスというのは、斜里町の土地に立てられているわけですが、実質的な管理運営、そういった部分で今後このアメダス、もしかしたら移動するかもしれない、あるいは何らかの形でもっとバージョンアップされるかもしれないという部分、そういった点については、24の1の一筆一つの合筆になってしまうというようなやりとりで大丈夫なののでしょうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 今ご質問の中で補足の説明ということでございますが、左上の24の3と示している部分、これの敷地につきましては特に変更するものではございませんので、これで一筆にするという24の1と一筆地にするというわけではなく、24の3への通行を保障するために、D型ハウスの上、北側、こちらに行って通行できるだけ面積の土地を確保するといったような意味でご説明をさせていただいたということでございます。そして気象庁のアメダスにつきましては、当然今後も、こちらの管理というのは出てこようかと思いますが、状態といたしましては、ここの部分につきまして気象庁にお貸しをしているという形でございますので、今後も引き続き管理運営等につきましては気象庁の方で行っていくというふうなことになりますので、そういう意味ではこちらが直接管理運営するものではないけれども、必要だろうということで土地を確保しているというふうなことでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 もう1点伺います。先ほど敷地内の道路に関しては、共同管理という形になるということを伺いました。この共同範囲になる部分というのはどこまでですか。D型ハウスのところまでが買い取り事業者との共同管理のスペースになるのでしょうか。その管理の主体というのはおそらく冬場ぐらいにしかない、具体的にはないのかなと思うのですが、日常の通行に関する部分の整備など、ここは結構、水が出ているところというのも聞いておりますので、その辺の対応というのは、その都度やっていくのか、きちんとした形での取り決めというのは町の方では持っていらっしゃるのでしょうか、伺います。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 除雪につきましては、現在居住者の中で実際に行っている方もいらっしゃるので、現状今年の冬につきましては、こちらの居住者の方に一部お願いをしてやっていただいているという形でございます。今後につきましてもそれを想定してということで、除雪についても協議が必要というふうなことで考えておりますが、現時点ではそちらについての契約をするというところまでは、まだ至ってはおりません。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 居住者の方は今度、町の建物ではないので、その管理という部分というのは、居住者の方々がこれまでのようにやっていくのかもしれません。しかし、今ここで共有として共同管理になっていく部分というのは、埋蔵文化財としてのありようです。その部分で、町はどのように管理されるのかという部分を伺ったつもりなのですが、いかがでしょうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 道路の管理ということで申し上げますと、例えば、この道路だとかにつきましては、一定程度では砂利を入れたりだとかということも含めてのメンテナンスも必

要となってくる部分、それから、毎年の除雪といったようなことが出てくるかというふう
に考えております。この点につきましては、先ほど申し上げたように、現在のところ、こ
れまでは居住者の方で行ってございましたけれども、今後については購入者の方と取り決め
をして、そこは整理をさせていただこうということで考えております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。これをもちまして、議案第2号についての質疑を終結
いたします。

◇ 議案第1号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。はじめに、議案第1号について、討論ござ
いませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第1号について、採決を行います。議案第1号について、原案のとおり
可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第1号については、原案のとおり可決され
ました。

午前11時41分

●金盛議長 次に、議案第2号についてですが、補正予算を伴いますので、討論採決を保
留し、議案第3号の質疑終結後に討論採決を行います。

◇ 議案第3号 ◇

●金盛議長 日程第9、議案第3号、令和3年度斜里町一般会計補正予算（第1回）につ
いて、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第3号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第3号についての質疑を受けます。ご質疑ご
ざいませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 歳出に関して、7ページの環境対策費に関して伺います。保全対策事業費
で先ほど説明があったように不法投棄の処理業務委託料になっています。不法投棄という
部分、今、知床全体、斜里町全体でごみのポイ捨て、あるいは海岸ごみ、そして道路沿い
のごみを一生懸命拾おう、そしてその問題というのは、今回、環境省の方でも法整備にな
りました、野生動物に餌を上げない、餌付けをしないという部分の法整備と、私は大きく
つながるような要因の課題だというふうに思っております。餌を故意的にあげる行為と、
それから自分がコンビニで買ったもの、あるいはお弁当の中身が残っているもの、そして

缶コーヒーなどをポイポイ窓から捨てるという行為というのは、同じものに匹敵するのではないかというふうに思っています。今回、この不法投棄、どれぐらいの量で、どのような形での通報、そして場所が特定されるもの、これまでの不法投棄の経過と何か違いがあるのか。また、これまでずっと不法投棄、何回か繰り返されてきましたけれども、そういった部分と比べてどのような違いがあつて、町としてこういう動きに対して何をしていかなければならないのかという部分に関しての協議などされているか、伺います。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 まず今回の不法投棄の件につきましては、場所は幾品川の南側の方になっておりまして、こちらの方で畑を耕作されている方から町の方にご連絡をいただいていたところであります。現地等々を確認した結果、タイヤやコンクリートがらなどがあつたところであります。量的にも通常のポイ捨てよりも多いようだったところでありますので、改めて警察の方にも連絡をさせていただき、現地等々を確認した結果ですけれども、ごみがちょっと古いというところもあつたところでありますので、投棄者を確認することが難しいというような状況もありましたので、町の方で今回予算を計上させていただいたところであります。

今後につきましては、こういったポイ捨て等を普及する啓発意味では、これまで行ってきたとおりポイ捨て看板の設置ですとか、不法投棄が多い場所等につきましては監視カメラなどを設置しながら、関係行政機関と連絡をとりながら対策を行っていきたいというふうに考えているところであります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 前半の方少し聞こえにくかったのですけれども、コンクリートなどの塊だとかも落ちていたと。そうしましたら生活ごみというのではなく、ある程度産業廃棄物に匹敵するようなごみの種類というふうに捉えていてよろしいのでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 今回の部分につきましては、タイヤやコンクリートがらなどがあつたところでありましたので、通常の生活ごみというよりは、産業廃棄物として処理することを予定しております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 前回もそのごみという部分に関しては、久野議員が一般質問をされています。海洋ごみとはまた質が、性質が違ってくるのかなというふうに思うのですけれども、うちの町が持っているポイ捨て禁止条例、あるいは、この不法投棄に関する問題というのはずっとこれまでも継続してきています。例えば今回、この6万1千円というのは、どれぐらいの量なのでしょう。そしてこれはどこで処理されるものになるのでしょうか。結局、産業廃棄物系といっても産業廃棄物の処理としてできるものなのか、あるいは拾ってしまったものですから、そういった区分というのはどういうふうになっていますか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 細かい部分でいきますと、タイヤなどにつきましては40本程度あったところでありまして、コンクリートがらにつきましては1トン程度あったところでありまして、それと少し古い車の車体等も1台あったところでありまして、こちらにつきましては産業廃棄物を処理する業者の方に委託をする形で今考えているところでありまして、そのごみについては産業廃棄物の処理業者の方で処理をいただく形となっています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 昨年も、私が知っている部分では、ウトロのオシンコシンの上部などで警察の方も立ち会って、そのごみを結局不法投棄されていた部分を、ごみの回収などを地域の方、あるいは行政の方々が行っていました。今現在も本当に地域で環境を何とかしよう。そして、先ほど言っていた野生動物に関する影響という部分で、地域では今、ごみというのは非常に大きな問題になっています。自発的にみんなが集まってごみ拾い、これはウトロ地域では、もうかなり以前から地域の方々が自主的にごみ拾いをされていますけれども、海洋系のごみという部分の取り扱いというのも非常にその地域、一緒にごみを拾う方々が悩んでいる状況にあります。

こうした産業廃棄物あるいは不法投棄という部分のくくりというのは、うちの町一自治体が何らかの形で、深く関わっていくということもなかなか難しいと思うのですが、町として今後こうしたごみの問題という部分に、改めてしっかりと取り組んでいかなければならない、今その時期かなというふうに私は考えているのですが、その辺に関しては、そういう取り組みなどに関して町の方で何か考えていることなどがございしますか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 ポイ捨てですとか不法投棄のごみの関係につきましては、いろいろな関係行政機関が集まる場がありますので、そういった中で情報を共有しながら、関係行政機関の中でできることの取り組みを続けていきたいというふうに考えているところでありまして、改めて行政機関が集まる会議、ヒグマ関係での連絡会議がありますけれども、その中に国道の管理者である網走開建などは、その会議の中には直接は参画していないところでありまして、連絡会議としまして開発局の方に連絡をとらせていただきまして、国道の道路維持管理の際に、道路から見える範囲でのごみの回収なども協力を依頼させていただいているところでありまして、今後もそういった関係行政機関とのつながりを強化しながら、連携して取り組み進めていければと考えているところでありまして。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 ごみを拾うことがポイ捨て禁止条例のやるべきことではないはずです。ごみをなくすこと、捨てないことだと私は思っています。そして、関係機関で毎年ここ何年間かは、道路の管理業者が本当に長い時間、私が見ただけで8日間、延べ8日間ぐらい国道334号の沿道をずっと、缶、ビン、他のごみを拾っています。それはおそらく道路管理

者がやっている部分だと思うのですけれども、例えばその量、経年の変化、あるいはどういう場所に捨てられているのかという部分は、しっかりとポイ捨て禁止条例を持っている町も一緒に考えて、捨てない、無くしていく、少なくしていくという方向に、私は先ほどおっしゃっていた関係行政機関としてしっかり動いていくべきではないかと思います。

この春も非常に時間をかけて事業者の方がやっておられました。また地域のボランティア、有志の方々、そして地元に住んでいる方々も積極的に対応しています。拾うことが良いわけではありません。なくしていく、少なくなっていく、多くなっているのか少なくなっているかなど、そういった部分をしっかりときちんとした条例をつくっている町ですので、もうちょっと深く関わっていくことも必要ではないかと思いますけれども、その辺の立ち位置についてはどのようにお考えでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 改めまして、櫻井議員からご意見いただいた内容につきましてもこれから、地元自治体としまして引き続き協力しながら、そういった支援ができる部分は支援を行いながら、色々なごみの経年変化等々をしていきながら、普及啓発に努めていきたいと考えております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。若木議員。

●若木議員 文化財保護費の、埋蔵文化財センター給水管布設工事費でお聞きします。先ほどの説明の中で、これは給水管の敷設工事ですので、集落センターの井戸から給水する工事を行うというだけで、井戸を掘る工事は含まれていないということよろしいですか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 おっしゃるとおり、現在、以久科集落センターの活用している水を活用するというふうな想定でございますので、新たに井戸を掘る予定はございません。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 この集落センターの井戸水がいつ掘られたのかわからないのですけれども、永年、井戸水を使っている地域ですと、掘ってから経過すると水量などに変化が生じてくるだとか、それで新たに掘り直すだとかというのをよく聞くのですが、集落センター以外の方にも用途が広がるというところで、給水の量などの調査なり、そういう協議などはもう済まされていますか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 関係部署等々はお話しさせていただいたところでありますが、いずれにしましても、主に活用する部分といたしましては、旧校舎の活用する、失礼しました、埋蔵文化財センターにつきましても、常時人がたくさんいて何か使うといったような活用は見込んでおりません。基本的には、断続的にというか、常時ではございませんので、使用する水量につきましても非常に少ないというふうな想定をしているところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 少ないのではなくて十分だというのは良いのですけれども、体育館もありますし、トイレなどはしっかり水洗化されている施設だと思いますので、今後そういう水が不足するようなことがないように十分配慮しながら進めてください。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 先ほど申し上げたとおり、多くの水を使用する予定ではございませんけれども、不都合のないように配慮してまいりたいと考えております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 今の部分に関して、もう1点だけ確認させてください。先ほどの以久科の売却の部分で住宅、学校、そして分署に関しての下水は合併浄化槽なり、浄化槽の設置というのはあるのでしょうか。そして、もしも浄化槽だったら、それがリンクするような状態にはなっていないのでしょうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 先ほどのライフラインのところでご説明すればよかったのかもしれませんが、のですけれども、ご説明が漏れておりまして失礼いたしました。下水道につきましては、合併浄化槽につきましては、この校舎の体育館の図でいうと右側、東側にありますが、こちらに合併浄化槽が設置されているということになります。こちらに校舎の部分、それから現在で言いますと教員住宅からも接続がなされているというふうな形になってございます。この活用につきましては、今の住宅については現状変わらず接続をしたままという形を想定しておりまして、利用料ということで、いただくというふうな形を想定しているところでございます。

なお（Ａ）の部分にございます分署につきましては、現在、こちらに接続されておりますので独立したものになっております。すいません、浄化槽ではなく、いわゆる汲み取り式という形になっているということでございます。

●金盛議長 ほか、ありませんか。ないようですのでこれもちまして、議案第３号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第２号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。はじめに、保留としておりました、議案第２号、財産（旧以久科小学校教員住宅・グラウンド等）の処分について、の討論採決を行います。議案第２号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第２号について、採決を行います。議案第２号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第2号については、原案のとおり可決されました。

午後12時05分

◇ 議案第3号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第3号について、討論採決を行います。議案第3号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号について、採決を行います。議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

午後12時06分

◇ 休会宣言 ◇

●金盛議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。招集会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年斜里町議会定例会を休会といたします。ご苦労さまでした。

午後12時06分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員